

仙台市 CKD（慢性腎臓病）病診連携事業実施要領

（令和 6 年 3 月 29 日健康福祉局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、患者を病診連携医と腎臓専門医が連携して診療することにより、慢性腎臓病（以下「CKD」という）の重症化予防を推進するために行う仙台市 CKD 病診連携事業（以下「事業」という）の実施にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この事業の用語の定義は、次のとおりとする。

（1）病診連携医

市国保特定健診・基礎健診登録医療機関等のうち、仙台市 CKD 病診連携事業病診連携医登録説明会に参加し、CKD 病診連携事業の趣旨に賛同し、市の登録を受けた医療機関を病診連携医とする。

（2）腎臓専門医

CKD 病診連携事業に協力可能であり、腎臓専門医が在籍する医療機関を腎臓専門医とする。

2 前項第 1 項に規定する病診連携医は、別途定める「仙台市 CKD 病診連携事業病診連携医登録規約」に基づき登録する。

（事業内容）

第 3 条 この事業は、特定健診等の受診者や一般治療中の者が、仙台市 CKD 病診連携事業紹介基準に該当した場合、病診連携医と腎臓専門医が連携して診療にあたる体制を整備することとし、次に掲げる内容を行うものとする。

（1）健診等の結果、腎機能が紹介基準に該当する患者の受診勧奨

（2）病診連携医の診療

（3）腎臓専門医の診療

（4）病診連携医と腎臓専門医の連携

（5）市への報告

（6）CKD に関する周知啓発

2 前項第 1 号に規定する受診勧奨にあたっては、「CKD 病診連携事業病診連携医一覧」を受診の参考となるよう、郵送物に同封、または訪問の際に提示する。

3 第 1 項第 2 号に規定する診療について、病診連携医は患者に対して必要な検査を行い、腎機能が紹介基準（別紙 1）に該当する患者を、「仙台市 CKD 病診連携パス診療情報提供書（紹介状）」（様式 1）により、腎臓専門医に紹介する。

4 第 1 項第 3 号に規定する診療について、患者の治療の方向性が決定した場合、「仙台市 CKD 病診連携パス診療情報提供書」（様式 2）、必要に応じて「仙台市 CKD チェックシート」（様式 3）により、病診連携医に返信する。

5 第 1 項第 4 号に規定する連携について、病診連携医は腎臓専門医の治療方針に基づき患者の治療を行う。また、患者の腎機能が再紹介基準に該当する場合、病診連携医は腎臓専門医へ随時再紹介する。

6 第1項第5号に規定する報告については、CKD 病診連携事業における患者の受診状況として「仙台市 CKD 病診連携パス診療情報提供書（紹介状）」（様式1）及び「仙台市 CKD 病診連携パス診療情報提供書」（様式2）の写しを腎臓専門医より提供を受ける。

（事業の周知）

第4条 事業については、市ホームページ、定期的な広報等により広く周知を行うものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別途規約に定める、「仙台市 CKD 病診連携事業プロジェクト会議」において定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。